

第一章 名称と事務所

第一条 この会は、さいたま市立谷田小学校父母と先生の会（略称谷田小PTA、以下「会」という。）といい、事務所を同校内に置く。

第二章 目的及び活動

第二条 この会は父母と教師との協力によって、民主教育の推進母体となり、学校教育の充実振興に寄与し、家庭と学校と社会における児童、青少年の幸福な成長をはかるとともに、会員相互の親睦修業をはかることを目的とする。

第三条 この会は前条の目的を達成するため次の活動をする。

- 1、よい父母、よい教師となるようにつとめる。
- 2、家庭と学校との緊密な連絡によって、児童、青少年の生活を補導するとともに、安全教育の推進をはかる。
- 3、教育環境の改善をはかるとともに、教育施設の整備、公教育費充実のため世論の喚起につとめる。
- 4、児童、会員の表彰と慶弔及び厚生施策をはかる。
- 5、その他、この会の目的を達成するために必要な活動。

第三章 方針

第四条 この会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針にしたがって活動する。

- 1、この会は非営利的、非宗教的、非政党的な任意団体であって、この会またはこの会の役員の名において、いかなる営利的企業を支持することも、また他のいかなる職務の候補者を推薦することもできない。
- 2、児童、青少年の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- 3、この会はいかなる団体の支配・統制・干渉も受けはならない。
- 4、この会は学校の教育活動を助けるために意見を具申し参考資料を提供するが、学校の管理や教職員の人事に干渉するものではない。

第四章 会員

第五条 この会の会員となることのできるものは次のとおりである。

- 1、本校児童の父母（父母なきときはそれにかわる責任者）。
 - 2、本校の教職員。
- 第六条 この会の会員は会費を納めるものとする。
- 第七条 会費は総会において決定する。
- 第八条 会員はすべて平等の義務と権利とを有する。
- 第九条 この会の会員はさいたま市PTA連合会及び社団法人日本PTA全国協議会の会員となる。

第五章 会計

第九条 この会の経費は、会費と学校後援の費用（以下「教育振興費」という。）とし、会費・教育振興費・その他の収入をもって支弁する。

第九条の二 会費は会員一家庭月額一八〇円とする。

第九条の三 納入したPTA会費については、いかなる事由の場合も返金しないとする。(転出等で児童が除籍された場合は除く。)

第十条 この会の会計は、総会において決議された予算に基づいて行われる。

第十一条 この会の決算は会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。

第十二条 この会に事務員をおくことができる。

第十三条 この会の会計年度は毎年四月一日から始まり翌年の三月三十一日に終わる。

第六章 役員

第十四条 この会の役員は次のとおりである。

会長一名、副会長四名、書記三名、会計三名。

第十五条 役員は総会の承認を得る。ただし、候補者が複数の時は、全会員の投票により決定する。

第十六条 役員の任期はすべて一ヶ年(新年度総会より次年度総会まで)とし、再任を妨げない。

第十六条の二 役員は他の団体の役員に選任されることができる。

第十七条 会長は次の職務を行う。

- 1、この会を代表し会務を統括する。
- 2、総会・運営委員会・委員総会及び各委員会を招集する。
- 3、委員総会の承認を得て、各委員長を委嘱する。

第十八条 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

第十九条 書記は次の職務を行う。

1、総会・委員総会・運営委員会の議事ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。

2、記録・通信その他の書類を保管する。

3、会長の指示にしたがってこの会の庶務を行う。

第二十条

会計は次の職務を行う。

1、総会で決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。

2、定期総会において、会計報告及び会計監事の監査を経た決算報告をする。

3、予算の立案について協力する。

第七章 委員

第二十一条 委員は、各学級、地区から若干名を選び、教職員は全員委員となる。

第二十一条の二 各委員会毎に委員長一名、副委員長二名(うち一名は教職員)を互選し、会長が委嘱する。

第二十一条の三 委員に必要な事項は細則で定める。

第八章 会計監事

第二十二条 この会の会計を監査するために会計監事三名をおく。

第二十三条 会計監事は選考委員会において選出し、総会の承認を得る。

第二十四条 会計監事は必要に応じ随時会計監査を行うことができる。

第二十五条 会計監事の任期は役員に準ずる。

第九章 役員・会計監事候補者選出

第二十六条 この会の役員・会計監事候補者の選出は全会員にて

行い、その方法は細則で定める。

第十章 会 議

第二十七条 会議は次のとおりとする。

- 1、総会
- 2、委員総会
- 3、運営委員会
- 4、役員会
- 5、地区及び学年委員会
- 6、専門委員会
- 7、予算委員会
- 8、特別委員会

第二十八条 会議は会長が召集し、議決は出席者の過半数をもって成立する。

第二十九条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。

- 1、総会は、定期総会及び臨時総会とする
- 2、定期総会は、毎年一回年度始めに開催する。
- 3、臨時総会は運営委員会が必要と認めるとき、または会員の十分の一以上の要求があった時に開催する。
- 4、総会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 年度計画及び予算、決算の審議決定
- (2) 役員・会計監事及び委員の承認
- (3) その他重要な事項

第三十条 委員総会は役員・委員をもって構成され、総会に付議機関である。

1、委員総会は定期委員総会及び臨時委員総会とする。

- 2、定期委員総会は、毎学期一回開催する。
- 3、臨時委員総会は、会長が必要と認めるとき、または運営委員会構成員の五分の一以上の要求があった時に開催する。

4、委員総会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 委員会の活動企画に対する審議
- (2) 各種行事に対する審議
- (3) その他臨時の重要な事項

第三十一条 運営委員会は役員、地区・学年・専門委員会の各委員長、学校長、教頭、教務主任、各学年・担任外の教師代表（各一名）及び特別委員会のある場合にはその委員長をもって構成され、この会則に定めるもののほか、役員・会計監事・各委員の権限以外の事務を処理し、かつ各委員会の連絡調整をはかり、総会及び委員総会に提出する議案を調整し、各委員会において審議された事項を処理する。

- 1、運営委員会は、月例運営委員会及び臨時運営委員会とする。
- 2、臨時運営委員会は、会長が必要と認めるとき、または構成員の五分の一以上要求があったときに開催する。

第三十二条 役員会は、会長・副会長・書記・会計をもって構成し、運営委員会に提出する案件の審議・議案の作成及び調整をする。

第三十三条 地区委員会及び学年委員会は基礎集団の学習活動を助成し、かつこの会の運営活動に反映するように連絡調整をはかる

第三十四条 専門委員会は、この会の活動に必要な事項について調査研究、立案する。

第三十四条の二 専門委員会についての必要な事項は細則で定める。

第三十五条 選考委員会は、この会の役員・会計監事を選出する。

第三十六条 予算委員会の委員は、運営委員会で選出する。

第三十七条 特別な事項について必要があるときは、特別委員会を設けることができる。

第三十七条の二 特別委員会について必要な事項は細則で定める。

第三十八条 役員及び各委員会の委員長は、他の委員長を兼任できないものとする。但し特別委員会はこの限りでない。

第三十九条 学校長は学校管理ならびに教育上各委員会に出席して意見を述べることができる。

第四十条 この会は、第四条第二項の方針にそって本会の代表として運営委員会の承認を得て会長が委嘱したものを送ることができる。

第十一章 細 則

第四十一条 この会の運営に関し必要な細則は、この会則に反しない限りにおいて委員総会の議決を経て定める。

第四十一条の二 委員総会は細則を制定または改廃した場合にはその結果を定期総会に報告しなければならない。

第十二章 改 正

第四十二条 この会の会則は、総会において出席者の三分の二以上の賛成がなければ改正することができない。ただし、改正案は総会の少なくとも一週間前に全会員に知らせなければならない。

附 則

この会則は平成八年五月一日より施行する。

細 則

第一章 役員、会計監事選出方法及び就任

第一条 役員、会計監事の選出。

1、役員、会計監事は全会員の中から選出する。(以下「候補者」という。)

(1) 副会長及び会計・書記は教職員側より各一名とする。

(2) 候補者は全会員で推薦し、承諾を得た候補者と立候補者とする。

(3) 候補者が定数以上のときは無記名投票による。当選の決定は高点順とする。

(4) 投票権は全会員が有する。

(5) 候補者が定数のときは信任を問う。

2、候補者の選出は選考委員会を構成し、選考に関する一切の活動を行う。

(1) 選考委員は、学年委員が兼務し、教職員より一名を選出する。

(2) 選考委員は、役員・会計監事の候補者となることとができない。

第二条 役員、会計監事の就任。
1、候補者の氏名を発表する前に候補者の同意を得なければならない。

第三 2、候補者は定期総会において承認決定の上就任する。
第三条 会長に欠員が生じたときには、委員総会の指名する副会長が昇格する。任期は前任者の残任期間とする。
第四条 会長以外の役員に欠員が生じたときには、委員総会がこれを補充する。任期は前任者の残任期間とする。

第二章 委員

第五 地区委員会は次のとおりとする。
1、地区委員会を次の地区に分ける。

- (1) 太田窪二丁目地区
 - (2) 太田窪四丁目地区
 - (3) 太田窪五丁目地区
 - (4) 新田・善前地区
- 2、地区委員は各地区より三名選出する。
3、地区委員会は、委員長一名、副委員長二名を互選し、会長が委嘱する。
4、各地区の活動を円滑にするために学習の場を設け、また交通安全活動等を行う。構成は地区の実情に応じて自主的に設けることができる。

第六 学年委員会は次のとおりとする。
1、学年委員は学級毎に一名ずつ選出する。
2、学年委員会は委員長一名、副委員長二名を互選し、会長が委嘱する。但し選考委員会の委員長・副委員長は兼務できないものとする。
3、各学級や学年毎の活動を円滑にするために、学習や親睦の場を設けることができる。
4、全学年委員は選考委員と兼務し、運営委員会構成員とする。

第七 専門委員会は次のとおりとする。
(1) 教育文化委員会 (2) 広報委員会 (3) 選考委員会

第八 専門委員会の構成員は次の通りとする。

- (1) 教育文化委員会・広報委員会の委員は各学級より一名ずつ選出する。
- (2) 選考委員は学年委員と兼務する。また教職員より一名を選出する。

第九 専門委員会毎に委員長一名、副委員長二名を互選し、会長が委嘱する。但し、他の委員会の委員長・副委員長を兼務できないものとする。
第十 教育文化委員会
1、全ての会員が自ら務め、互いに磨き合うような学習活動を行う。

- 2、学校行事に協力し、児童の健全な育成をはかる。
- 3、地域社会に対し、この会の教育的な催しに参加する機会を与える。

第十一 広報委員会
1、この会の会員に対し、機関紙「わかごま」を発行する。

- 2、この会の会員に対し、また必要に応じ、その他地域社会ならびに関係諸機関及び諸団体に対し、情報の伝達、意見の交換につとめる。

第十二 選考委員会
1、選考委員は学年委員と兼務する。また、教職員より一名選出する。
2、本部役員の候補者選考活動を行う。
3、会員相互の連絡と親睦をはかる。

第三章 特別委員会

第十三 特別委員会の構成は、そのつど運営委員会で決める。

第十四条 特別委員会は、その任務が終了したときに解散する。

第四章 教育振興費

第十五条 教育振興費は、児童一人につき視聴覚図書費を含めて月額一〇〇円とする。

第十五条の二 納入した教育振興費については、いかなる事由の場合も返金しないとする。（転出等で児童が除籍された場合は除く。）

第五章 改正

第十六条 この細則は、委員総会において出席者の三分の二以上の賛成がなければ改正することはできない。ただし改正案は委員総会の少なくとも一週間前に各委員に知らせておかねばならない。

改正の結果は次期総会に報告しなければならない。

第六章 慶弔規定

第十七条 慶弔に関する規定

- 1、児童、会員、教職員が死亡したときは、香典五千元を供えて弔意を表す。
- 2、この慶弔見舞金は組織上の各委員会から行わない。
- 3、教職員が転退職したときは、記念品を贈り感謝の意を表す。
- 4、教職員の結婚及び出産（配偶者を含む）に際しては、祝金五千元を贈る。
- 5、前の各項以外の場合及び前各項の場合でも、特別の場合は運営委員会において協議決定する。
- 6、すべての返礼を受けないものとする。

- 7、該当者が出たときは、会員はすみやかに学校へ連絡をする。学校より連絡を受けた本部役員はすみやかに慶弔見舞にあたる。
- 8、慶弔見舞金の処置をしたときは、次回委員総会に報告する。

第七章 表彰規定

第十八条 この会の会員及び会に理解あるものが、会の発展のために尽くした場合、感謝状を贈って感謝の意を表す。

第八章 個人情報の取扱について

第十九条 さいたま市立谷田小学校PTA（以下「PTA」という）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿及びその他の個人情報の取り扱いについて定めるものとする。

（責務）

第二十条 PTAは個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

（管理者）

第二十一条 PTAにおける個人情報の管理者は、PTA副会長の中からPTA会長が任命する。

（取扱者）

第二十二条 PTAにおける個人情報の取扱者はPTA本部役員・委員長及び委員長が委任した委員（細則第2章に定める者。以下、同じ）とする。

(秘密保持義務)

第二十三条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報を目的の範囲を超えて他人に知らせ、又は使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第二十四条 PTAは個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合はあらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第二十五条 取得した個人情報は、次の目的の為に利用する。

- 1、会費集金、管理、文書の配布
- 2、会員名簿、緊急連絡簿、委員会名簿、通学班名簿の作成・運用
- 3、PTA行事等の出席名簿、選考委員会役員選出名簿
- 4、青少年育成谷田地区会及び子ども会への通学班情報の提供

(利用目的による制限)

第二十六条 PTAは、あらかじめ本人の同意を得ないで、第二十五条規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第二十七条 個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管および持出し等)

第二十八条 個人情報を取り扱う電子機器等についてはセキュリティ

管理を厳密に実施し、持出しについては、電子メールでの送信・デバイス本体に関しても暗号化やパスワードを施す等の管理を適切に行うこととする。

紙媒体に記載されたものは鍵のかかる場所で保管する。管理者、取扱者以外の目に触れるところに放置しない等の管理を適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第二十九条

個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- 1、法令に基づく場合
- 2、人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- 3、公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合

4、国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第三十条

個人情報を第三者に提供したときは、事項について記録を作成し、保存する。

- 1、第三者の氏名
- 2、提供する対象者の氏名
- 3、提供する情報の項目
- 4、提供する対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第三十一条 第三者から個人情報の提供を受けるときは、次の事項について記録を作成し、保存する。

- 1、第三者の氏名
- 2、第三者が個人情報を取得した経緯
- 3、提供を受ける対象者の氏名

4、提供を受ける情報の項目

5、対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

（情報開示等）

第三十二条 P T Aは、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

（漏洩時等の対応）

第三十三条 個人情報を漏洩等（紛失含む）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者であるP T A副会長及びP T A会長に報告しなければならない。

（研修）

第三十四条 P T AはP T A役員に対して、定期的に個人情報の取扱に関する留意事項について研修を実施するものとする。

（苦情の処理）

第三十五条 P T Aは個人情報の取扱に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

附 則

この細則は平成三十年三月八日から施行する。